



老推発 0222 第 1 号
平成 25 年 2 月 22 日

各 都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省 老健局 高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室長

認知症高齢者グループホームにおけるスプリンクラー設置等実態調査について

平素より、認知症高齢者グループホームの円滑な運営にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

去る 2 月 8 日夜、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により、入居者等が死傷するという痛ましい事故が発生しました。

これを受けて、総務省消防庁では、本日付けで「小規模社会福祉施設等に係る実態調査の実施について（依頼）」（消防予第 454 号 各都道府県消防防災主管部長等宛て消防庁予防課長通知。別添 1 参照。以下「消防庁調査通知」という。）を発出し、小規模社会福祉施設等の消防用設備等の実態について調査を行うこととなりました。

については、下記の要領により、各市町村の介護保険主管部局も各消防本部と連携の上、本調査に協力するとともに、スプリンクラー設備が未設置の認知症高齢者グループホームに対しては、各市町村の介護保険主管部局職員が、未設置理由の確認や夜間体制等を確認し、併せて当該事業所のスプリンクラー設置に関する今後の対処方針を確認するようお願いいたします。また、この確認の際には、各消防本部（消防署）へ同行を依頼するようお願いいたします。

なお、貴職におかれましては、併せて管内市町村に対しその旨の周知と、管内市町村の訪問調査時の調査結果の取りまとめをお願いいたします。

おって、消防庁調査通知の結果等も踏まえ、貴職所管のスプリンクラー設備が未設置の認知症高齢者グループホーム以外の小規模社会福祉施設等の調査についても、通知する予定があることを申し添えます。

記

1. 調査対象

平成 25 年 2 月 22 日時点で、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づき指定している管内の認知症対応型共同生活介護事業所（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所をいう。以下同じ。）のうち、スプリンクラー設備が未設置の事業所（認知症対応型共同生活介護事業所の用途に利用する部分の床面積が 275 m²未満のものに限る。以下同じ。）。

2. 消防庁調査通知への協力について

市町村の介護保険主管部局におかれては、管内の全ての認知症対応型共同生活介護事業所の一覧（別紙様式参照）を速やかに作成の上、管轄する消防本部に送付願いたいこと。なお、消防本部に対しては、福祉部局からの依頼に応じて可能な限り速やかに（遅くとも 3 月 8 日（金）までには）スプリンクラー設備が未設置の事業所の情報提供を行うよう、消防庁調査通知により依頼しているところである。

3. スプリンクラー設備が未設置の認知症対応型共同生活介護事業所への訪問調査の実施

スプリンクラー設備が未設置の認知症対応型共同生活介護事業所に対しては、消防本部からスプリンクラー設備が未設置の事業所の情報が提供され次第、随時、当該事業所を訪問し、現況について確認を行っていただきたいこと。その際に、未設置理由の確認や夜間体制の確認等の調査、また、これらに対する専門的な見地からの助言を実施していただきたいこと。併せて、当該事業所のスプリンクラー設置に関する今後の対処方針を確認していただきたいこと。

また、この訪問調査については、消防本部（消防署）職員と市町村の介護保険主管部局職員とが同行して実施することが望ましいこと。その旨の協力依頼は、消防庁調査通知により、各消防本部へ依頼していること。

4. 訪問調査時の具体的な調査内容等の詳細について

3. の訪問調査時の具体的な調査内容等の詳細（調査票の様式等）については、おって通知する予定（2 月中目途）であること。

また、管内市町村の訪問調査時の調査結果については、貴職において取りまとめ（取りまとめの様式も別途通知）の上、平成 25 年 4 月 19 日（金）を当省への報告期限として、報告を求める予定であること。



消防予第454号
平成25年2月22日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁予防課長
(公印省略)

小規模社会福祉施設等に係る実態調査の実施について (依頼)

2月8日夜に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームの火災を受け、消防庁では「認知症高齢者グループホーム等に係る防火対策の更なる徹底について」(平成25年2月12日付け消防予第56号)を発出し、認知症高齢者グループホーム等に対し、防火安全対策の更なる徹底を図っていただいているところですが、小規模社会福祉施設等について下記により関係部局と連携し調査を行うようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いいたします。

記

1 調査対象

防火対象物の全部又は一部を消防法施行令(以下「令」という。)別表第一(6)項口に掲げる用途に供するもののうち、平成25年2月22日時点において、以下に該当するもの。

- (1) 令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物で延べ面積1000㎡未満のもの
- (2) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(6)項口に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積1000㎡未満のもの
- (3) 令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物のうち、軽費老人ホーム、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第8項に規定する短期入所を行う施設、同条第10項に規定する共同生活介護を行う施設及び同条第16項に規定する共同生活援助を行う施設
- (4) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、上記(3)に掲げる用途に供する部分が存するもの

2 調査内容

別紙1、別紙2の調査様式により、別紙3の要領に従って、調査願います。

3 回答要領

- (1) 消防本部（東京消防庁、各指定都市消防本部を含む。）
調査様式（※別途メールで電子ファイルを送付します。）に必要事項を入力の上、都道府県消防防災主管部まで回答願います。
- (2) 都道府県
 - ア 都道府県内における各消防本部からの回答を調査様式上ひとつのシートに取りまとめ、電子データにより消防庁予防課担当へ回答願います。
 - イ その際は、ファイル名は「〇〇県」とし、送付願います。

4 備考

集計の関係上、数字データについては半角で入力し、また、調査様式のセルの結合等様式の変更は行わないようお願いします。

5 回答期限

平成25年4月19日（金）

6 その他関係省庁における調査への協力等について

本火災の発生を踏まえ、厚生労働省から別途、福祉部局に対し調査の依頼がなされているところであり、福祉部局と連携を図りながら、以下の点に留意し、調査を実施していただきますお願いします。

なお、本件については、厚生労働省と協議済みであることを念のため申し添えます。

- (1) 福祉部局との情報共有等
福祉部局と、調査対象及び調査結果について情報の共有を図るとともに、必要に応じて調整等を行うこと。
- (2) 認知症高齢者グループホームの訪問調査への協力
認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護事業所。平成25年2月22日時点で指定されているもの。）のうち、スプリンクラー設備が未設置の事業所（認知症高齢者グループホームの用途に利用する部分の床面積が275㎡未満のものに限る。以下同じ。）に対して、厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長より訪問調査を実施する旨が通知（別添1）されている。この通知において、福祉部局が作成する認知症高齢者グループホームの事業所一覧を消防本部へ送付した後、当該一覧に基づき、消防本部において確認されたスプリンクラー設備が未設置の事業所の情報が消防本部から提供され次第、随時、福祉部局が当該事業所を訪問することを予定していることから、福祉部局からの依頼等に応じて、可能な限り速やかに（遅くとも3月8日（金）までには）必要な情報の提供等に協力していただきたいこと。

また、今後、福祉部局から当該事業所に対する未設置理由の確認等のための訪問調査に関して同行等の相談があった場合には、同時期に防火指導を行う等、福祉部局の調査に実情に応じた協力をしていただきたいこと。なお、具体的な調査内容等については、別途厚生労働省から福祉部局に対して連絡することを予定し

ていること。

(3) 障害者グループホーム、ケアホームの実態調査及び訪問調査への協力

障害者のグループホーム（共同生活援助を行う共同生活住居）、ケアホーム（共同生活介護を行う共同生活住居）については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室長より、各都道府県、指定都市、中核市障害保健福祉主管部（局）長に対して、防火安全体制等に関する実態調査を依頼しているところである（別添2）。また、併せて、当該実態調査の結果、スプリンクラーが未設置のもののうち、主として重度の者が利用するもの等に対しては、追って、未設置理由の確認等のための訪問調査の実施を依頼する旨が通知されている。

このため、上記（2）と併せて、各都道府県、指定都市、中核市の福祉部局に対する必要な情報の提供等に協力いただくとともに、訪問調査に関して同行等の相談があった場合には、同時期に防火指導を行う等、福祉部局の調査に実情に応じた協力をしていただきたいこと。

なお、具体的な調査内容等については、別途厚生労働省から福祉部局に対して連絡することを予定していること。

消防本部名	〇〇消防本部
(6)項口関係において指導に苦慮している事例	
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	

小規模社会福祉施設等に係る実態調査における調査様式の記入要領

別紙1 調査様式について

- 1 調査様式の入力に当たっては、棟単位で記入するとともに、調査時点（平成25年2月22日時点）において把握している状況について記入して下さい。この場合において、必要に応じて福祉部局や建築部局が保有する情報を確認する等、可能な範囲で記入するようお願いします。
- 2 (1) 欄「整理番号欄」中の(2) 欄「棟の個別番号」については、一の事業所が複数の棟に分かれている場合には、同一整理番号とするとともに各棟について個別番号を記入してください。
- 3 「防火対象物」の記入欄について
消防法施行令（以下「令」という。）別表第1（6）項ロ又は（6）項ハに掲げる用途に該当する単独の建築物の場合にあつては、（3）欄又は（4）欄に延べ面積を記入してください。
令別表第1（16）項イの防火対象物にあつては、（3）欄に（6）項ロに掲げる用途に供される部分の床面積の合計を、（4）欄に（6）項ハに掲げる用途に供される部分の床面積の合計を、（5）欄に（16）項イの建築物の延べ面積を棟単位で記入してください。この場合において、（6）項ロ又はハに掲げる用途に供される部分の床面積の合計については、防火対象物の共用部分を按分した面積を含めた数値が記録されていない場合等にあつては、当該用途に供される部分の専有面積の合計を記載してください。
- 4 「福祉施設の区分」の記入欄について
 - (1) 令別表第1（6）項ロに掲げる用途又は（16）項イの防火対象物の一部に（6）項ロに掲げる用途が存する場合、次の区分に応じて該当する施設区分の欄に「1」を記入してください。同一の棟で複数の福祉事業が行われている場合は、把握している範囲で該当するものに「1」を記入してください。なお、（19）欄「その他」については、（6）欄から（18）欄までに掲げる施設区分に該当しないものがある場合又は施設区分に関して不明な場合に記入してください。
 - (6) 欄 老人短期入所施設
 - (7) 欄 養護老人ホーム
 - (8) 欄 特別養護老人ホーム
 - (9) 欄 有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）
 - (10) 欄 介護老人保健施設
 - (11) 欄 救護施設
 - (12) 欄 乳児院

- (13) 欄 障害児入所施設
- (14) 欄 障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）
- (15) 欄 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設
- (16) 欄 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設
- (17) 欄 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）
- (18) 欄 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第10項に規定する共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）
- (19) 欄 その他
- (2) 令別表第1（6）項ハに掲げる用途又は（16）項イの防火対象物の一部に（6）項ハに掲げる用途が存する場合、次の区分に応じて該当する施設区分の欄に「1」を記入してください。同一の棟で複数の福祉事業を行っている場合は、把握している範囲で該当するものに「1」を記入してください。
- (20) 欄 軽費老人ホーム
- (21) 欄 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設
- (22) 欄 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所を行う施設（（6）項ロに該当するものを除く。）
- (23) 欄 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第10項に規定する共同生活介護を行う施設（（6）項ロに該当するものを除く。）
- (24) 欄 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第16項に規定する共同生活援助を行う施設

5 「事業所」の「法人種別」の記入欄は、（6）項ロ又は（6）項ハに該当する部分の事業所について以下の要領で記入してください。複数の事業所がある場合は、該当する複数の欄に「1」を記入してください。

- (25) 欄 地方公共団体
- (26) 欄 社会福祉法人
- (27) 欄 医療法人
- (28) 欄 株式会社
- (29) 欄 有限会社
- (30) 欄 社団・財団法人
- (31) 欄 特定非営利活動法人
- (32) 欄 その他

- 6 「防火対象物階層」の記入欄は、以下の要領で記入してください。
- (33) 欄 棟の地上階の階数
 - (34) 欄 棟の地下階の階数
 - (35) 欄 (6) 項口が存する階の最上階の階数
 - (36) 欄 (6) 項ハが存する階の最上階の階数
- 7 「収容人員」の記入欄は、次により記入してください。
- (37) 欄 (6) 項口に掲げる用途に供される部分の消防法施行規則（以下「規則」という。）第1条の3に規定する収容人員の数値
 - (38) 欄 (6) 項ハに掲げる用途に供される部分の規則第1条の3に規定する収容人員の数値
- 8 「建築物の種別」の記入欄は、以下の要領で記入してください。
- (39) 欄 建築基準法第2条第7号に定める構造である場合に「1」を記入してください。
 - (40) 欄 建築基準法第2条第7号の2に定める構造である場合に「1」を記入してください。
 - (41) 欄 (39)、(40)に該当しない場合に「1」を記入してください。
- 9 「消防法令の適用等の状況」の「消防用設備等」の「スプリンクラー設備設置有」の記入欄は、以下の要領でそれぞれ記入してください。
- (1) 「設置根拠」の記入欄について
 - (42) 欄 スプリンクラー設備が設置されている防火対象物であって、令第12条又は消防法第17条第2項の規定による条例の規定でスプリンクラー設備の設置が義務づけられているものである場合に「1」を記入してください。
 - (43) 欄 消防法令上、スプリンクラー設置が義務づけられていないが、自主的に設置されているものを把握している場合に「1」を記入してください。
 - (2) 「スプリンクラー設備の種別」の記入欄について
 - 棟に複数の種別のスプリンクラー設備が設置されている場合には、該当する欄のすべてに以下の要領で記入してください。
 - (44) 欄 特定施設水道連結型スプリンクラー設備又はパッケージ型自動消火設備以外の通常のスプリンクラー設備が設置されている場合に「1」を記入してください。
 - (45) 欄 特定施設水道連結型スプリンクラー設備が設置されている場合に「1」を記入してください。
 - (46) 欄 パッケージ型自動消火設備が設置されている場合に「1」を記入してください。
- 10 「消防法令の適用等の状況」の「消防用設備等」の「スプリンクラー設備設置

無」の記入欄は、以下の要領でそれぞれ記入してください。

(47) 欄 スプリンクラー設備の設置義務があり、令第32条を適用して設置が免除されている場合に「1」を記入してください。

(48) 欄 スプリンクラー設備の設置義務があり、規則第12条の2又は第13条に掲げる規定により設置が免除されている場合に「1」を記入してください。

(49) 欄 スプリンクラー設備の設置義務があるものの、設置されていない、又は当該設備は設置されているが、一部に消防法令等に定める技術基準に適合していない等の消防法令上の違反がある場合等に「1」を記入してください。

1.1 「消防法令適用等の状況」の「防火管理」の記入欄は、以下の要領でそれぞれ記入してください。

(50) 欄 防火管理者の選任届が提出されている場合に「1」を記入してください。

(51) 欄 消防計画が提出されている場合に「1」を記入してください。

1.2 「直近1年における消防訓練の実施有無」の記入欄は、直近1年で消防訓練を2回以上行ったことを確認できた場合は(52)欄に「1」を記入してください。

1.3 「避難上必要な施設等の管理についての状況(直近3年以内に指摘を行い未是正のもの)」の記入欄は、以下の要領で記入してください。

(53) 欄 消防法(以下「法」という。)第8条の2の4の規定(火災予防条例(例)(昭和38年消防甲予発第73号)(以下、「条例(例)」という。))第41条の規定に準ずる火災予防条例の規定を含む)に基づき、物品が存置されていることによる違反を指摘し、是正を確認していないものがある場合に「1」を記入してください。

(54) 欄 法第8条の2の4の規定(条例(例)第40条の規定に準ずる火災予防条例の規定を含む)に基づき、防火戸の管理等の違反を指摘し、是正を確認していないものがある場合に「1」を記入してください。

別紙2 調査様式について

調査対象に関わらず、管内の令別表第1(6)項口の福祉施設に対する指導に苦慮している事例がありましたら、自由に記載してください。この際、可能な範囲で概要の分かる図面等を添付するとともに、施設の実態に関する詳細を記入してください。

(例1) (5)項口と(6)項口の複合用途防火対象物で、(5)項口部分においても入浴、排泄、食事等の介護サービスが行われていることがあるため、当該部分を(6)項口として取り扱うかどうか、対応に苦慮している。

(例2) 要介護状態にある者や障害の程度が重い者の数が多いにもかかわらず、夜間における従業員数が少ない施設があるため、火災時における利用者の安全な避難の方法等の指導に苦慮している。

総務省消防庁及び厚生労働省老健局による スプリンクラー設置等実態調査等のスケジュールについて

別添 2
(参考資料)

2/22

3/8

4/19

消防庁通知に基づく調査

【小規模社会福祉施設等に係る実態調査】

- ・主体：各消防本部
- ・対象：6項目（1,000㎡未満のもの（建物の一部に存するものを含む。）、
軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、
障害者短期入所施設・ケアホーム・グループホーム

並行実施

【福祉部局への資料提供】

- ・主体：各消防本部
- ・内容：管内の275㎡未満で
スプリンクラー未設置事業
所一覧を介護保険主
管部局に送付

資料の提供

厚生労働省通知に基づく調査

【消防本部への資料提供】

- ・主体：各市町村介護保険
主管部局
- ・内容：各市町村管内の事業所
一覧を管轄する消防
本部に送付

275㎡未満でスプリンクラー未設置の事業所
への合同の訪問調査（約2,000件）

消防庁通知に基づく調査

【防火指導等】

- ・主体：各消防本部
- ・内容：介護保険主管部局より訪問調査の同行等の相談が
あった場合、福祉部局の調査に実情に応じて協力

資料の共有

厚生労働省通知に基づく調査

【スプリンクラー未設置理由の確認等】

- ・主体：各市町村介護保険主管部局
- ・内容：スプリンクラー未設置理由の確認や夜間体制の確認等の調査、
専門的見地からの助言、今後の対処方針の確認を行う

認知症高齢者グループホーム